

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名 長崎デザインアワード 2025 運営及び販路開拓支援業務

2 業務の概要 別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和 7 年 7 月 7 日 (月)	参加表明書提出期限
令和 7 年 7 月 8 日 (火)	質疑締切
令和 7 年 7 月 28 日 (月)	企画提案書提出期限
令和 7 年 7 月下旬～8 月上旬	企画提案書審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書作成要領」により作成した企画提案書

(2) 提出部数

企画提案書 6 部 (正 1 部、副 5 部) を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送 (書留) とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和 7 年 7 月 28 日 (月) 午後 5 時 (必着)

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1

長崎県 産業労働部 新産業推進課 産地振興班

担当：横田

T E L : 095-895-2637

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は 1 者 1 提案とします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません (長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ 企画提案書（6部）は、A4ファイルに綴じて提出してください。また、A4ファイルの表紙には提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

<記入例> 長崎デザインアワード 2025 運営及び販路開拓支援業務
株式会社〇〇

5 質疑及び回答

質疑がある場合は電子メールで令和7年7月8日（火）午後5時まで受け付けます。

なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定していません。

（メールアドレス）sanchi@pref.nagasaki.lg.jp

6 審査

（1）審査の方法

ア 次頁（2）の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「ア.業務内容」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「ア.業務内容」の点数も同一であった場合には、審査委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象とした書類審査とします。なお、プレゼンテーションによる審査は実施いたしません。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
ア. 業務内容	(a) 企画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案になっているか。 ・ 幅広い知識や専門的なノウハウ等を活用した企画となっているか。 	15
	(b) 選定委員会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定委員が審査しやすいような商品の展示方法・会場設営となっているか。 ・ 入選以上を選定する1次審査、各賞を決定する2次審査を行うなど円滑な審査方法を提案しているか。 	20
	(c) 受賞商品の展示	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの人へ訴求できる場所において、購買意欲を誘う工夫を凝らして受賞商品を展示する提案をしているか。 	20
	(d) SNSでのPR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く周知することができる媒体で、ユーザーの興味関心を喚起させるものとなっているか。 ・ 受賞者の自社サイトがある場合、誘導できるものであるか。 	20
	(e) 商談会の開催・出展支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商談会運営のノウハウを有しているか ・ 商品説明などバイヤーに対応する人員が適切に配置されているか 	20
	(f) 表彰式の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ デザインアワードとその受賞商品について、より多くの人にアピールするものとなっているか。 	20
イ. 業務実施体制	(a) 体制、人員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。 ・ 業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフを配置しているか。 	10
	(b) 県内企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に本社・本店、支社・支店を置く事業者 	5
ウ. 業務実績		<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に同種又は類似の業務を実施した実績があるか。 	10
エ. 提案金額		<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格点の算定式 満点(10点) × 各提案者の提案金額のうち最低の額 ÷ 自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て) 	10
合計			150点

※審査項目アからウまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

評 価	評 点
A (たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B (優れている)	項目の配点 × 0.8
C (普通)	項目の配点 × 0.6
D (やや劣っている)	項目の配点 × 0.4
E (劣っている)	項目の配点 × 0.2

※合計点数が90点未満の場合、契約対象とならない。

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。

(3) 契約者以外の企画提案の内容は提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 産業労働部 新産業推進課 産地振興班

担当：横田

T E L : 095-895-2637

E-mail : sanchi@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本業務を円滑に遂行するため、長崎県は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) 本業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て長崎県に帰属します。
また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。
- (8) 本募集要領に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの募集要領に定めのない事項については、必要に応じて別途協議するものとします。